

教育委員会会議提出議案

第9号

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う
関係規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和2年3月6日
教育長

(理由)

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)
の施行等に伴い、教育委員会規則の関係規定を整備するもの。

(教育庁総務企画課)

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等 に伴う関係規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

1 改正内容

(1) 福岡県立美術館組織規則

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、嘱託の職が会計年度任用職員の職として別に設置されることとなったことから、当該職の設置規定を削るもの。

(2) 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、嘱託の職が会計年度任用職員の職として別に設置されることとなったことから、当該職の設置規定を削るもの。

併せて、社会教育施設の指定管理導入に伴い、副所長の職を廃止することとしたことから、当該職の設置規定を削り、所長の職務代理者に係る規定を追加するもの。

(3) 福岡県立英彦山青年の家組織規則

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、嘱託の職が会計年度任用職員の職として別に設置されることとなったことから、当該職の設置規定を削るもの。

(4) 福岡県立少年自然の家「玄海の家」組織規則

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、嘱託の職が会計年度任用職員の職として別に設置されることとなったことから、当該職の設置規定を削るもの。

(5) 福岡県立ふれあいの家組織規則

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、嘱託の職が会計年度任用職員の職として別に設置されることとなったことから、当該職の設置規定を削るもの。

(6) 福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、非常勤講師等の会計年度任用職員が人事評価制度の対象となったことから、規定を整理するもの。

(7) 福岡県立学校職員の人事評価に関する規則

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、非常勤講師等の会計年度任用職員が人事評価制度の対象となったことから、規定を整理するもの。

(8) 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則

社会教育施設の指定管理導入に伴い、副所長の職を廃止することとしたことから、当該職の任免等に係る規定を削るもの。

併せて、教育長の臨時代理に係る事務処理について、事前に教育委員会の承認を得たのち、別の手続きをとれるよう規定を整理するもの。

(9) 福岡県教育財産管理事務取扱規則

社会教育施設の指定管理導入に伴い、各施設の長が指定管理者に対して財産の管理に関して必要な指示を行うことができるよう規定を整備するもの。

(10) 福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則

教育公務員特例法の改正に伴い、規定を整備するもの。

(11) 福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、規定を整備するもの。

(12) 福岡県教育庁組織規則

教育庁教育総務部財務課の事務分掌変更に伴い、規定を整備するもの。

2 施行期日

令和2年4月1日

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の一部を改正する規則

(福岡県立美術館組織規則の一部改正)

第一条 福岡県立美術館組織規則(昭和六十年教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項を削る。

(福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則の一部改正)

第二条 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則(昭和五十九年教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表副所長の項を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、副理事、参事又は企画主幹のうちから所長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(福岡県立英彦山青年の家組織規則の一部改正)

第三条 福岡県立英彦山青年の家組織規則(昭和四十六年教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項を削る。

(福岡県立少年自然の家「玄海の家」組織規則の一部改正)

第四条 福岡県立少年自然の家「玄海の家」組織規則(昭和四十九年教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項を削る。

(福岡県立ふれあいの家組織規則の一部改正)

第五条 福岡県立ふれあいの家組織規則(平成二年教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

(福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第六条 福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(平成十八年教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職

員を除く。) 及び「を削る。

(福岡県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第七条 福岡県立学校職員の人事評価に関する規則(平成十八年教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育職給料表の適用を受ける職員に限る。」を「福岡県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める職員を除く。」に改める。

第三条中「非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)及び」を削り、「福岡県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」を「教育長」に改める。

(福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正)

第八条 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和四十二年教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「社会教育総合センターの副理事及び副所長」を「社会教育総合センター副理事」に改める。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その事務の処理についてあらかじめ教育委員会の承認を得た場合は、この限りではない。

(福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部改正)

第九条 福岡県教育財産管理事務取扱規則(昭和三十九年教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「体育スポーツ健康課長」を「社会教育総合センター所長、英彦山青年の家所長、社会教育総合センター少年自然の家所長、少年自然の家「玄海の家」所長、体育スポーツ健康課長」に改める。

(福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則の一部改正)

第十条 福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則(昭和二十五年教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

(福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第十二条 福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「別表二の項」を「別表一の項」に改め、「別表三の項」を「別表二の項」に改め、「別表四の項」を「別表三の項」に改める。

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第十二条 福岡県教育庁組織規則(平成三十年教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号の表財務課の項中「予算係 学校予算係 給与係」を「給与係 予算係 学校予算係」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県立美術館組織規則（昭和六十年教育委員会規則第八号）の一部を改正する規則（案）

改正案	現行				
<p>(職員の職)</p> <p>第二条 (略)</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、嘱託の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるどおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>事務嘱託</td> <td>上司の命を受け、特に定める事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>技術嘱託</td> <td>上司の命を受け、特に定める技術に従事する。</td> </tr> </table> <p>3 前項に掲げる職名を有する職員には、非常勤の職員をもつて充てる。</p>	事務嘱託	上司の命を受け、特に定める事務に従事する。	技術嘱託	上司の命を受け、特に定める技術に従事する。
事務嘱託	上司の命を受け、特に定める事務に従事する。				
技術嘱託	上司の命を受け、特に定める技術に従事する。				

一号）の一部を改正する規則（案）

改 正 案

現 行

（センター職員の職）

第一条 センター職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げることとする。

(略)	(略)	副理事	上司の特命に係る事務を処理する。
(略)	(略)	副所長	所長を補佐し、所長に事故があるときは又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

（センター職員の職）

第一条 センター職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げることとする。

(略)	(略)	副理事	上司の特命に係る事務を処理する。
(略)	(略)	副所長	所長を補佐し、所長に事故があるときは又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
2	前項に掲げるもののほか、嘱託の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるところとする。	指導員	上司の命を受け、入所者の指導に従事する。
3	前項に掲げる職名を有する職員には、非常勤の職員をもつて充てる。	相談員	上司の命を受け、社会教育に関する相談に従事する。
		事務嘱託	上司の命を受け、特に定める事務に従事する。
		技術嘱託	上司の命を受け、特に定める技術に従事する。

（所長の職務代理）

第二条の二 所長に事故があるときは、又は所長が欠けたときは、副理事、参事又は企画主幹のうちから所長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

福岡県立英彦山青年の家組織規則（昭和四十六年教育委員会規則第二十二号）の一部を改正する規則（案）

改 正 案

現 行

（職員の職）

第一条（略）

（職員の職）

第二条（略）

2 前項に掲げるもののほか、嘱託の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるどおりとする。

指導員	上司の命を受け、入所者の指導に従事する。
事務嘱託	上司の命を受け、特に定める事務に従事する。
技術嘱託	上司の命を受け、特に定める技術に従事する。

3 前項に掲げる職名を有する職員には、非常勤の職員をもつて充てる。

改 正 案

現 行

（職員の職）

第一条 （略）

（職員の職）

第一条 （略）

2 前項に掲げるもののはか、嘱託の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるどおりとする。

指導員	上司の命を受け、入所者の指導に従事する。
事務嘱託	上司の命を受け、特に定める事務に従事する。
技術嘱託	上司の命を受け、特に定める技術に従事する。

3 前項に掲げる職名を有する職員には、非常勤の職員をもつて充てる。

福岡県立ふれあいの家組織規則（平成二年教育委員会規則第三号）の一部を改正する規則（案）

改正案	現行		
（職員の職） 第一条 （略）	（職員の職） 第一条 （略）		
2 （略）	2 前項に掲げるもののほか、嘱託の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、同表下欄に掲げることによりとする。 <table border="1"><tr><td>事務嘱託</td><td>上司の命を受け、特に定める事務に従事する。</td></tr></table>	事務嘱託	上司の命を受け、特に定める事務に従事する。
事務嘱託	上司の命を受け、特に定める事務に従事する。		
3 （略）	3 第二項に掲げる職名を有する職員には、非常勤の職員をもつて充てる。		

改 正 案	現 行
<p>（人事評価の実施の範囲）</p> <p>第三条 人事評価は、休職その他の事由により長期にわたり勤務しない職員その他福岡県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める職員を除き、すべての職員について実施する。</p>	<p>（人事評価の実施の範囲）</p> <p>第三条 人事評価は、非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び休職その他の事由により長期にわたり勤務しない職員その他福岡県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める職員を除き、すべての職員について実施する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、福岡県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員（福岡県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職員を除く。以下「職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、福岡県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員（教育職給料表の適用を受ける職員に限る。以下「職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(人事評価の実施の範囲)</p> <p>第二条 人事評価は、休職その他の事由により長期にわたり勤務しない職員その他教育長が別に定める職員を除き、すべての職員について実施する。</p>	<p>(人事評価の実施の範囲)</p> <p>第二条 人事評価は、非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を含める職員を除く。）及び休職その他の事由により長期にわたり勤務しない職員その他福岡県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職員を除き、すべての職員について実施する。</p>

改 正 案	現 行
(教育委員会議決事項)	(教育委員会議決事項)
第三条 教育委員会は、前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務を議決する。	第三条 教育委員会は、前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務を議決する。
一〇七 (略)	一〇七 (略)
八 教育庁本庁の副教育長、教育監、理事、部長、副理事、課長、副課長、企画（企画広報）監、参事、主幹指導主任、主幹社会教育主任及び人事管理主任並びに教育事務所の所長、副所長、主幹指導主任及び人事管理主任並びに教育機関の長（県費負担教職員である校長を含む。）及び参考並びに美術館、図書館及び九州歴史資料館の副理事及び副館長並びに社会教育総合センター副理事並びに教育センターの副所長、副理事及び部長の任免、転補、懲戒処分又は分限処分を行うこと。	八 教育庁本庁の副教育長、教育監、理事、部長、副理事、課長、副課長、企画（企画広報）監、参事、主幹指導主任、主幹社会教育主任及び人事管理主任並びに教育事務所の所長、副所長、主幹指導主任及び人事管理主任並びに教育機関の長（県費負担教職員である校長を含む。）及び参考並びに美術館、図書館及び九州歴史資料館の副理事及び副館長並びに社会教育総合センターの副理事及び副所長並びに教育センターの副所長、副理事及び部長の任免、転補、懲戒処分又は分限処分を行うこと。
九五二十一 (略) (教育長の臨時代理)	九五二十一 (略) (教育長の臨時代理)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会に報告し、承認を得なければならない。ただし、その事務の処理についてあらかじめ教育委員会の承認を得た場合は、この限りではない。	2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会に報告し、承認を得なければならない。

福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和三十九年教育委員会規則第七号）の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行
<p>（財産管理者）</p> <p>第四条（略）</p> <p>3 社会教育総合センター所長、英彦山青年の家所長、社会教育総合センター少年自然の家所長、少年自然の家「玄海の家」所長、体育スポーツ健康課長、九州歴史資料館長及び社会教育課長は、法第一百四十四条の二第三項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、その所管に属する当該財産の管理に關し、必要な指示をすることができる。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（財産管理者）</p> <p>第四条（略）</p> <p>3 体育スポーツ健康課長、九州歴史資料館長及び社会教育課長は、法第一百四十四条の二第三項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、その所管に属する当該財産の管理に關し、必要な指示をすることができる。</p> <p>4 （略）</p>

福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則（昭和二十五年教育委員会規則第二号）の一部を改正する規則（案）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条第二項の規定による福岡県教育公務員の長期にわたる研修についてはこの規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条第二項の規定による福岡県教育公務員の長期にわたる研修についてはこの規則の定めるところによる。</p>

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年教育委員会規則第五号）の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行												
<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、下欄に掲げるところとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">条例第二条の別表一の項ヨに規定する事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの</td><td style="padding: 5px;">（略）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条例第二条の別表二の項ヨに規定する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この項において「法」という。）第百八十八条规定及び第三項の規定による県の教育委員会を経由すべきものとされる書類及び物件並びに処分の告知で別に教育委員会規則で定めるもの</td><td style="padding: 5px;">一九八四（略）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条例第二条の別表三の項に規定する福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための教育委員会規則の規定による申請書等で別に教育委員会規則で定めるもの</td><td style="padding: 5px;">一九三十四（略）</td></tr> </table>	条例第二条の別表一の項ヨに規定する事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの	（略）	条例第二条の別表二の項ヨに規定する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この項において「法」という。）第百八十八条规定及び第三項の規定による県の教育委員会を経由すべきものとされる書類及び物件並びに処分の告知で別に教育委員会規則で定めるもの	一九八四（略）	条例第二条の別表三の項に規定する福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための教育委員会規則の規定による申請書等で別に教育委員会規則で定めるもの	一九三十四（略）	<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、下欄に掲げるところとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">条例第二条の別表一の項ヨに規定する事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの</td><td style="padding: 5px;">（略）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条例第二条の別表二の項ヨに規定する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この項において「法」という。）第百八十八条规定及び第三項の規定による県の教育委員会を経由すべきものとされる書類及び物件並びに処分の告知で別に教育委員会規則で定めるもの</td><td style="padding: 5px;">一九八四（略）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条例第二条の別表四の項に規定する福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための教育委員会規則の規定による申請書等で別に教育委員会規則で定めるもの</td><td style="padding: 5px;">一九三十四（略）</td></tr> </table>	条例第二条の別表一の項ヨに規定する事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの	（略）	条例第二条の別表二の項ヨに規定する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この項において「法」という。）第百八十八条规定及び第三項の規定による県の教育委員会を経由すべきものとされる書類及び物件並びに処分の告知で別に教育委員会規則で定めるもの	一九八四（略）	条例第二条の別表四の項に規定する福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための教育委員会規則の規定による申請書等で別に教育委員会規則で定めるもの	一九三十四（略）
条例第二条の別表一の項ヨに規定する事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの	（略）												
条例第二条の別表二の項ヨに規定する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この項において「法」という。）第百八十八条规定及び第三項の規定による県の教育委員会を経由すべきものとされる書類及び物件並びに処分の告知で別に教育委員会規則で定めるもの	一九八四（略）												
条例第二条の別表三の項に規定する福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための教育委員会規則の規定による申請書等で別に教育委員会規則で定めるもの	一九三十四（略）												
条例第二条の別表一の項ヨに規定する事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの	（略）												
条例第二条の別表二の項ヨに規定する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この項において「法」という。）第百八十八条规定及び第三項の規定による県の教育委員会を経由すべきものとされる書類及び物件並びに処分の告知で別に教育委員会規則で定めるもの	一九八四（略）												
条例第二条の別表四の項に規定する福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための教育委員会規則の規定による申請書等で別に教育委員会規則で定めるもの	一九三十四（略）												

福岡県教育庁組織規則(平成三十年教育委員会規則第一号)の一部を改正する規則(案)

改 正 案

現 行

(部に属する組織)

第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。

一 教育総務部

(略)	(略)
財務課	給与係 予算係 学校予算係 教育給与支給班

二 (略)

(部に属する組織)

第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。

一 教育総務部

(略)	(略)
財務課	予算係 学校予算係 給与係 教育給与支給班

二 (略)